

医療扶助費の適正化にご協力をお願いします

1 生活保護法では他法他施策が優先します。

レセプト請求において、社会保険、難病、自立支援医療等が適用となる被保護者は、他法他施策を適用した請求をお願いします。

2 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

被保護者に対しては、原則として後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。
また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の在庫の確保をお願いします。

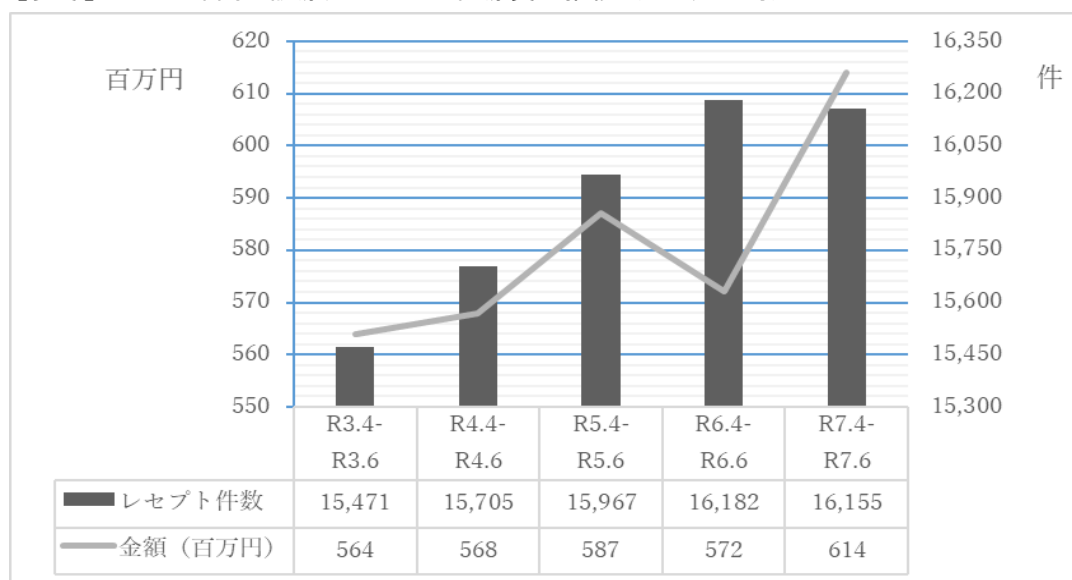
3 受診行動と服薬の適正化

レセプトデータから、頻回・重複受診者や重複・多剤服用者を特定し、医療機関を適正に受診するよう指導を行っています。

また、必要に応じて、薬局の一本化やかかりつけ薬剤師制度の利用も勧奨しています。

さらに、受診時におくすり手帳を提示するよう周知しています。医療機関（院内処方）や調剤薬局においては、おくすり手帳の確認及び処方内容の記載をお願いいたします。

【参考】過去5年間の診療分における医療費の推移（3か月平均）



被保護者健康管理支援事業へのご協力をお願いします

1 生活習慣病の発生予防と重症化予防

（1）一般健康診査の受診率向上と要精検者の医療機関受診勧奨

保健所と連携し、対象者に個別の健診受診券を送付しています。要精検者には、適切な受診ができるよう、保健師による支援を行っています。

（2）糖尿病性腎症の重症化予防の実施

糖尿病治療中断者を対象に、適切な治療に向けて、保健所と連携して受診指導及び服薬管理指導を行っています。

各医療機関・調剤薬局におかれましても、再度のご確認とご協力をお願いします。

【重要】お知らせの情報発信の方法を変更します。

裏面を必ずご確認ください。

情報発信方法の変更について

医療扶助オンライン資格確認制度開始に伴い、医療扶助オンライン資格システムを導入されている医療機関等へは原則、紙の医療券・調剤券は送付しておりません。

これに伴い令和8年4月より、医療扶助オンライン資格システムの導入の有無にかかわらず、原則、通知分等についての紙での発送を取り止めます。今後は、姫路市ウェブサイトにて情報を発信いたしますのでそちらをご確認ください。

姫路市役所のホームページから【生活保護受給者の医療券等発行】を検索していただくか、下記 URL や QR コードからご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031128.html>



連絡先：姫路市健康福祉局 生活援護室 医療担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

Tel 079-221-2100（直通）